

2024年度 第1回理事会次第

日時：2024年5月12日（日）10：00～11：30

会場：千葉県社会福祉センター3階会議室中①

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3. 会長挨拶

4. 議題→議長は会長

(1) 会長と三役会からの報告

- ・代議員について
- ・能登半島地震における支援要請について
- ・苦情について

(2) 議事

①2023年度総会資料（案）について

- ・2023年度事業報告
- ・決算報告について
- ・役員の選任について

②新入会員の承認について

③ぱあとなあ名簿登録規程の改正について

(3) 各委員会報告事項に対する質疑

資料を事前送付いたしますので、ご確認いただき、理事会では理事・監事・相談役から質疑があった場合のみ詳細説明をお願いすることといたしますので、ご了承ください。

5. 閉会

次回理事会予定

2024年度第2回理事会 2024年6月23日（日）10：00～12：00

場 所 千葉県社会福祉センター3階大会議室 新理事 オブザーバー参加

※5月12日（日） 11：30～ 新役員打合せ（会員理事）

【添付資料】

- ① 別途ダウンロードおよび添付 PDF データ-定時総会資料(案)2023 年度
- ② 別途ダウンロード - 4月新入会(65名)(内、キャンペーン対象6名)報告
- ③ 別途ダウンロードおよび添付 PDF データ - 第1回理事会資料
- ④ 別途報告 - 会計監査報告書

【報告事項】1

千葉県社会福祉センター 年間休館日のお知らせ (偶数月の第1日曜日)
4月7日(日)・6月2日(日)・8月4日(日)・10月6日(日)・12月1日(日)・2月2日(日)

【報告事項】2

事務局保管のスマートフォン (080-6995-1445) について

- ・松戸市受託事業で貸与のスマートフォン(以降、スマホ)が返却され、新しい電話番号に変えて準備した。
- ・研修用貸出や、災害時の連絡用に使用可能なスマホとして事務局保管する。
- ・事務局では社保関連の電子申請時の SMS 用として登録予定。

<以下、内規①～⑤>

- ① 基本的には事務局保管とする。
- ② 基礎研修についてはプリペイド携帯を継続使用予定なので、それ以外の研修で事務局保管のスマホ使用の場合は事前に事務局に連絡許可を取った上で開催案内に掲載すること。
- ③ 貸出は研修準備したものと合わせて各研修箱に入れ土・日開催の場合は、前日金曜日までに用意し事務局内に準備箱を置く。この中に貸出用スマホも入れる。
↓
- ④ 研修担当責任者やスタッフが研修当日に事務局に研修箱 (スマホ入り) を取りに来て、研修終了後の当日中に事務局に研修箱 (スマホ入り) を戻す
↓
- ⑤ 翌月曜日に事務局員が研修箱の中を整理確認する。この中にスマホが戻っていない場合で、事務局に戻っていない理由の連絡がメール他確認できない場合、回線停止を検討する。

【内規の追記】

- ① 通常、電源は入れておりません。研修以外の日には事務局で電話を受けたり貸出予定ご担当者へ連絡する等の対応はしない前提での運用をお願いいたします。
(月～金 9:00～17:00 は事務局内の電話 (043-238-2866) で今まで通り対応いたします。前記以外の使用当日等の連絡手段としての運用をお願いいたします。)
- ② 事務局では研修準備箱に入れる事、回収する事の対応のみを行います。

準備は1台 (080-6995-1445) である

研修が重なる場合は研修担当者間で打合せ調整して運用をお願いする

内規での運用を宜しく願います

【理事会議事・承認依頼】

①-1 定時総会資料(案)2023年度 参照

- ・ 2023年度事業報告(案)について、理事会の承認を求めます

①-2 定時総会資料(案)2023年度 参照

- ・ 2023年度決算報告(案)について、理事会の承認を求めます

①-3 役員候補者名簿(案)参照

- ・ 役員候補者名簿(案)について、理事会の承認を求めます

② 新入会および転入報告：4月について、新入会65名(入会年度内30歳以下6名含む)、
について、理事会の承認を求めます

参考：

〈定款5条1項より〉

第5条 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。

〈定款6条1項より〉

(入会)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長(第12条第3項に規定する会長をいう。以下同じ。)が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2024年3月18日～2024年5月12日

【活動報告】

- 3月20日(水) 第100回福祉道場
- 4月18日(木) 定員内不合格 打合せ
- 22日(月) 災害対策本部会議
- 22日(月) 三役会
- 26日(金) 貧困問題研究会
- 30日(月) 定員内不合格 声明発出打合せ
- 5月 7日(火) 三役会
- 9日(木) 松戸事業打ち合わせ、委託者面談
- 11日(土) 災害支援派遣オリエンテーション
- 11日(土) 定員内不合格 声明発出打合せ
- 12日(日) 監査立ち合い

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 2023年4月1日～2025年3月31日 千葉市社会福祉協議会千葉市成年後見支援センター 日常生活自立支援事業契約締結審査会、法人後見業務審査会及び市民後見人審査会委員 石橋大輔氏
- 2023年4月1日～2025年3月31日 市原市 障がい者支援課
市原市障害者介護給付費等審査会委員 大戸 優子氏、飯田 俊男氏、佐藤 滋洋氏
- 2023年4月1日～2024年3月31日 柏市社会福祉協議会 かしわ福祉権利擁護センター
令和5年度候補者調整会議 出席者 四ノ宮 章氏
- 2023年4月1日～2025年3月31日 千葉県後見支援センター契約締結審査会委員 櫻井 絢子氏
- 2023年4月1日～2026年3月31日 柏市 地域包括支援課 柏市権利擁護ネットワーク会議(全体会)、高齢者に関する専門部会委員、成年後見制度に関する専門部会委員 古澤 肇氏
- 2023年4月1日～2025年3月31日 流山市社会福祉協議会 流山市成年後見推進センター
地域ネットワーク会議委員 古澤 肇氏
- 2023年4月1日～2024年3月31日 千葉県 健康づくり支援課
令和5年度千葉県地域リハビリテーション協議会委員 松本 友寿氏
- 2023年7月1日～2025年6月30日 千葉県 障害福祉課 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく地域相談員 朽名 高子氏、白井 正和氏
- 2023年4月1日～2026年3月31日 千葉県 高齢者福祉課
千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会委員 谷口 さなえ氏
- 2023年6月21日～2025年6月 浦安市社会福祉協議会
浦安市社会福祉協議会理事 市川 恵子氏

○2023年4月1日～2025年3月31日 松戸市 地域包括ケア推進課

松戸市成年後見制度利用促進協議会委員 四ノ宮 章氏

【講師派遣】

○2023年4月22日 佐倉市社会福祉協議会 市民後見人養成講座

講師 古澤 肇氏

○2023年11月16日、11月21日 佐倉市社会福祉協議会 令和5年度介護職員初任者研修

講師 岡本 崇広氏

○2023年3月25日、11月21日 千葉県弁護士会 暮らしとこころの相談会(津田沼)

相談員 樽林元樹会長、山崎 泰介氏、塩原 貴子氏、間島 淳子氏、樫尾 則美氏

○2023年5月～2024年2月 松戸市 地域包括ケア推進課

地域巡回公演会・相談会(成年後見制度ほか) 小川晴雄氏、古澤 肇氏、四ノ宮 章氏

◇その他の活動

○2023年3月23日 千葉県災害復興支援士業ネットワーク 士業ネットワーク意見交換会 服部 明氏出席

○2023年5月14日 日本社会福祉士会 全国生涯研修委員会議 浅見 雅人氏出席予定

○2023年5月27日 千葉司法書士会 令和5年度(第63回)定時総会懇親会 古澤 肇氏出席予定

○審議のみ、来賓無し開催 2023年5月20日 千葉県ホームヘルパー協議会

令和5年度ホームヘルパー協議会総会

○審議のみ、開催しない 2023年5月28日 千葉県介護福祉士会 千葉県介護福祉士会総会

○(決議の省略) 千葉県社会福祉協議会 令和5年度第1回理事会 会長 樽林 元樹(同意書 郵送)

**** 会員情報 ****

5月7日現在正会員:1,642名 (新入会:65名、転入:3名、退会2名、転出3名)

準会員3名、賛助会員2名

2024年3月 年度末退会	1,579	0	0	0	-52	0	0
------------------	-------	---	---	---	-----	---	---

2024/4/1 会員数	1,579							
各末日	総会員数	入会	転入	転出	退会	資格喪失	その他	備考
2024年4月	1,644	65	3	-2	-1	0	0	キャンペーン該当6名
2024年5月	1,642	0	0	-1	-1	0	0	キャンペーン該当名

【報告事項】

広報部会 瀧澤

1 点と線発行予定

	115号	116号	117号
編集会議	4月	8月	11月
原稿締切	5月上旬	9月上旬	1月上旬
入稿	6月下旬	10月下旬	2月下旬
同封物原稿締切 事務局へデータ入稿	6月末	10月下旬	2月下旬
発送	7月	11月	3月

各委員会において、案内等を点と線に資料を同封する際は、上記のスケジュールに合わせて年間の計画を作成くださいますよう、お願いいたします。

通信費の削減のため、次年度、点と線発行の同封物の予定に案内物の発行を合わせるように計画を立ててください。

記事を事務局へ送る期限は、入稿時までです。（115号なら6月下旬 [20日頃] まで）

2 点と線115号 記事内容

1 特集 「新体制始動（新理事紹介）」

「テーマ：タイムマシンがあったら？」

2 p 会長挨拶 1 p

3 p～7 p 新理事紹介

8 社会福祉士のわ 岩間 1 p

9 地域集会 瀧澤→鈴木将人 1 p

10 ド井福祉法務事務所 山口→ 1 p

11 フレッシュマンインタビュー 小野亮平さん (表 工藤) 1 p

12 事務局だより (表)

3 点と線 広告団体報告

- ・収入11,000円×2=22,000円
- ・2社は今後も継続して掲載されるか確認する予定
- ・表紙に掲載できる広告は2社が限度になる為、それ以上は、2～11pの余白に掲載する方向（掲載費 9,000円）でご案内する予定。掲載できる事業所等がありましたら、ご紹介をお願いします。

●遺品整理 ●生前整理
●ゴミ屋敷のかたづけ
●不用品処分 ●草刈
●その他お家の事何でも
9時～18時 年中無休
TEL03-6863-9826
お気軽にお電話下さい
おたすけ救急車

おたすけ救急車

介護保険外サービス
福祉に強い便利屋
グランドール
QRコード
とにかく何でもやります！
☎ 080-8166-3774
https://benriyagrandeur.com

グランドール

【お願い】

現在、業者より会員の反応について質問があります。各理事にお願いします。広告への反応を聞くことができましたら、瀧澤まで教えてください。

また、業務のなかで広告団体の業界を利用する機会がある場合は、候補としてご一考ください。

4 寄稿のお願い（来期に理事を務める皆様へ）

お世話になっております。

広報部会の瀧澤です。

次号点と線115号（7月発行予定）の特集記事は、
新理事の紹介となります。

つきましては、次年度に理事をされる方に以下のとおり、
ご寄稿を依頼いたします。

点と線115号（7月発行）にて「新理事紹介」というタイトルで特集記事を考えています。

つきましては、以下のとおり、各新理事にご寄稿をお願いします。

（1）タイトル「タイムマシンがあったら、あなたは何をしたい？」という問いに、300文字
以内でご回答ください。（Word ファイルで提出）

（2）寄稿者の所属、氏名（ふりがな）を記載ください。

（3）寄稿者の写真（JPEG ファイル）を添付してください。

提出先 taki.wazowski0324@gmail.com 瀧澤宛に Word ファイルと JPEG ファイルを添付して
ご提出ください。

提出締め切り 5月17日

お忙しいところお手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

5/7 現在で既に記事を頂いているかた

白井様 浅見様 大森様 塩原様

なお、本寄稿にあたりまして、新しい理事の方へ寄稿依頼内容をお伝えくださった。
事務局および理事の皆様。ご協力ありがとうございました。

企画部会

【報告事項】

ア、企画部会

《実施》

●暮らしとこころの相談会（千葉県弁護士会主催 社会福祉士会から相談員派遣協力）

3/23（土）13:00～16:00 東部台文化会館（〒297-0015 茂原市東部台1丁目7-15）第一会議室

3名派遣

（内容）20名程度の申込、弁護士とペアになって相談対応。

本会からは当初2名程度千葉県弁護士会からの派遣を予定しておりましたが、千葉県弁護士会と相談の上、本会からは3名派遣。

（事業の概要説明）

国が重点施策として毎年3月を自殺対策強化月間と定め、自殺予防・自殺対策に関する様々なアクションを実施していることと連携し、日本弁護士連合会が全国の弁護士会に呼び掛け、千葉県弁護士会でも2012（平成24）年から毎年1、2回、県内各地で実施してきたもの。

《予定》

●孤独・孤立対策に関連する啓発活動などの取組み

千葉県社会福祉士会地域集会 福祉道場（孤独孤立対策に関する意見交換会実施）

●世話人・企画部会会議（オンライン）

6月末から7月上旬（総会后）

内 容

(1) 各世話人の現況報告

(2) 令和6年5月の「孤独・孤立対策強化月間」取組み登録について

●三団体ソーシャルワーカー研修WG

7月頃（総会后）

内 容

各団体からのワーキングメンバー選定、顔合わせ調整

イ、地域集会

《実施》

●柏我孫子野田流山地域 第100回福祉道場

日 時 3/20（水）19:00～21:00

参加者 22名

会 場 『九州の旨かもん旨か酒 くすお 柏店』

内 容 出稽古（居酒屋にて）『乱取り〜今までよく続けて来たねの宴編〜』

平成18年5月に開催されてから、今回で第百回を迎え、丸17年となります。

福祉道場に集まる様々な経験を持つ人材、この素晴らしい資源を最大限に活かし新たなネットワークを生み出す場にしましょう。

●千葉市花見川区・習志野市・八千代市・船橋市・鎌ヶ谷市地域集会（ZOOM開催）

- 日 時 4/20 (土) 10:00~12:00
 会 場 インターネット上 (ZOOM ミーティング)
 内 容 <テーマ1>『子どもの当たり前暮らしを実現したい』という願いを具現するために習志野市實籾の地に建設が進む『實籾パークサイドハウス』。その事業開始に向けて前進奮闘するプロジェクトリーダーの熱い思いを、一足早く『重い障害のある方々が安心して自分らしく暮らしを楽しんでいける環境づくり』を目指して『おゆみ野計画』をオープンさせた職員集団のリーダーが、自らの思いをオーバーラップさせながら引き出し、集会参加者と共有します。
 <テーマ2>参加者の意見交換・交流

《予 定》

●柏我孫子野田流山地域 第101回福祉道場 (オンライン開催)

- 日 時 5/15 (水) 19:00~21:00
 会 場 インターネット上 (ZOOM ミーティング)
 内 容 ▶ 各分野の福祉職人から孤独・孤立対策の技、想いを配信
 ① お金や仕事の困りごと
 ② 妊娠や出産、子育て、虐待に関する困りごと
 ③ 高齢や介護の困りごと
 ④ 障害に関する困りごと
 ⑤ 心の問題や病気に関する困りごと
 ▶ 乱取り (意見交換)
 ・参加者同志互いの技をお披露目
 ・他の参加者への質問
 (例) 関わるのが難しい●●のような方、寄り添い続けたために時どうしたらいい?
 (例) 地域との調整が●●でうまくいかないけどどうしたらいいんだろう?

●千葉市 (中央区・緑区・若葉区)千葉市 (稲毛区・美浜区) 花見川区、八千代市、習志野市、山武市

- 日 時 : 5/25 (土) 13:30~15:30
 場 所 : 千葉市社会福祉センター2階 研修室C
 内 容 : みんなで考える事例検討会「リアル動画×事例検討」の新しい学習法
 『認知症の人と家族&ヤングケアラー~家族のお手伝いして何が悪いの?~』をテーマに事例検討会を行います。

●香取海匠地区地域集会 (オンライン開催)

- 日 時 : 5/26日 (日) 14:00~16:00
 内 容 : 地域の居場所づくりと社会福祉士の役割を考える
 1. 実践報告『ケアからはじまるまち育て タコ足ケアシステムの取組』
 報告者: 平野 香さん (多古町保健福祉課)
 2. 参加者の意見交換・交流
 実践報告のあと、参加者のみなさんでそれぞれの実践を報告し合ったり、意見交換をして、交流を深めましょう。

【添付資料】

なし

【報告事項】

- ・今年度の虐待対応研修の概ねのスケジュールを立てた。
- 管理者、新任研修 5月か6月で企画中。ZOOM オンライン
- 現任研修 10月10日16日 ZOOM オンライン 10月22日会場検討中
- 専門研修 2月予定 ZOOM オンライン予定

- ・ソーシャルワーカーカフェを7月に開催検討
シニア向け賃貸マンション ヘーベル village 7月19日東千葉に竣工予定なので、その前後で開催できないか打診中。一般会社における賃貸マンションにおいて、ただ一人の社会福祉士として日々の奮闘や課題等をお話してもらうことで、社会福祉士の活動の共有ができることを目的に開催する。

【理事会決議・承認依頼事項】

なし

【報告事項】

1) 2023年度 基礎研修 I II III について

基礎研修 I 修了受講人数 52名

基礎研修 II 修了受講人数 36名

基礎研修 III 修了受講人数 44名

2) JC教育研究所 模擬試験作成事業について

令和3月末にて本試験の解答解説をJC教育研究所へ納品完了

今年度より、新試験に移行、担当振り分け作業を行い、令和6年8月より模擬試験開始

○模擬試験等作成スケジュール

①令和6年8月～9月 2か月間 模擬試験作成

②令和7年2月2日～2月3日2日間 本試験コメント作成

③令和7年2月～3月 2か月間 本試験解答解説

3) 令和6年3月31日 第2回 全体会議 対面開催 (会議録参照)

社会福祉センター3階中会議室 9:30～11:30

出席者：浅見雅人、堀江亜希子、矢戸孝紀、石山明子、小野寺浩、佐藤滋洋、三瓶雅俊、塩原貴子、助川純子、田井忍、俵はるみ、仲野勢津子、日野口育美、吉田志保、吉田光成、近藤涼子 (16名参加)

①改めて研修委員会について説明

②自己紹介

③基礎研修 スタッフ、ファシリテーター募集について

④グループワーク

『こんなことなら私できるかも！やってみたい！・あったらいいな、こんな研修！』

(令和6年3月31日メンバー会議録 別紙参照)

4) 第8回 リーダー会議 (臨時)

社会福祉センター3階中会議室 11:30～12:00

参加：浅見雅人、堀江亜希子、矢戸孝紀、近藤涼子

受講料について

・受講料を割った金額を1回の振替又は再受講の料金とする。

基礎研修 I 6,000円÷2回＝ →1回分 3,000円決定

基礎研修 II 45,000円÷10回＝ →1回分 4,500円決定

基礎研修 III 45,000円÷8回＝ →1回分 5,625円細かい→1回分5,000円決定

【理事会決議・承認依頼事項】

特になし

研修委員会

2024年 全体会議

令和6年3月31日 9:30~11:00 社会福祉センター中会議室3階

出席者 16名

浅見雅人、堀江亜希子、矢戸孝紀、石山明子、小野寺浩、佐藤滋洋、三瓶雅俊、塩原貴子、助川純子、田井忍、俵はるみ、仲野勢津子、日野口育美、吉田志保、吉田光成、近藤涼子

① 浅見委員長より

- ・研修委員会について
- ・2024年度事業計画について
- ・社会福祉士としての倫理綱領・行動規範
別紙資料にて説明

② 自己紹介

③ 基礎研修について

別紙資料にて説明

- ・ファシリテーターの募集

基礎研修Ⅰ 9/8、2/1 会場研修

基礎研修Ⅱ 5/26、6/9 オンライン研修

→募集内容、時期などについては直接担当とメールにて確認していく

- ・報酬について

講師：40,000円

スタッフ：5,000円/1日 ※4時間以上

2,500円/半日 ※4時間以内

ファシリテーター：2,000円

④ グループワーク (3グループ)

「こんなことなら私できるかも！やってみたい！・あったらいいな、こんな研修！」

- ・身寄りのない方の支援
- ・災害支援
- ・実践につながる研修
- ・横のつながりを作る研修
- ・専門性を深められる司法、行政機関でのソーシャルワークについて

- ・スクールソーシャルワークに関する研修（児童関連）
- ・1日単位で参加できる研修
- ・全国大会へ一緒に行こう（ギョウザ食べようをサブタイトルで）

⑤ その他

- ・実習指導者講習会について

令和6年11月23日、24日開催、スタッフファシリテーターを募集予定あり

- ・スーパービジョンについて

千葉県の実状を中心に今後の課題について

- ・各自名簿の内容確認

○第8回 リーダー会議（臨時）

社会福祉センター3階中会議室 11:30～12:00

参加：浅見雅人、堀江亜希子、矢戸孝紀、近藤涼子

受講料について

- ・受講料を割った金額を1回の振替又は再受講の料金とする。

基礎研修Ⅰ 6000円÷2回＝ → 1回分3000円決定

基礎研修Ⅱ 45000円÷10回＝ → 1回分4500円決定

基礎研修Ⅲ 45000円÷8回＝ → 1回分5,625円細かい→
1回分5000円決定

上記の内容で事務局へ報告します。

- ・但し、1年で可能な限り完結していただくことを原則とする。
- ・こちらの管理負担が増えないように考慮は必要。もし受講状況によっては1年分の支払いとすることも検討していく。

【承認事項】①名簿登録規程改正（案）

②ぱあとなあ運営規程改正（案）13条 委員長、副委員長 報酬

【報告事項】

2024年度 第1回 ぱあとなあ千葉・運営委員会 概要

□日時：2024年4月25日(木) 16:00~17:30 千葉県社会福祉センター 中会議室

- ◆ 出席 [委員長] 古澤 [副委員長] 四ノ宮、石橋
安藤 小川 越後谷 太田 木岡 朽名 倉下 長尾 堀越 吉田
長友 助川（協力員） 秦野（オブザーバー）
- ◆ 欠席 浅見 岡元 大浦 飯田
- ◆ 記録 古澤

【報告事項・協議事項】

1. 報告事項（委員長、副委員長）

① 研修、委員等の派遣事業

- 1. 市原社協 成年後見制度利用促進調整会議 (犬伏、朽名)
- 2. 柏社協 候補者調整会議 (太田、岡田、井部)
- 3. 千葉市成年後見制度利用支援ケース検討会専門職派遣 (勝股、佐野)
- 4. 浦安市 高齢者・障がい者権利擁護協議会委員 (長尾)
- 5. 柏市地域包括支援センター 運営協議会 (工藤)

日本会や他の県士会からの協力依頼

1. 活動報告システムについてのアンケート依頼（5/15締め切り）

業務管理部会で集約し、事務局へ提出。意見があれば、業務管理部会へ。

- ② 苦情相談 新規1件 継続2件 (三役対応)
- 困難ケース対応 新規0件 継続3件 (三役対応)
- 辞任相談 新規2件 (親族とのトラブル、後見人の病気 三役対応)

- 1. 明らかな不法行為⇒解任事由にあたるもの
- 2. このまま放置すると本人に不利益が生じるもの（後見人等の対応により）
- 3. 不利益までは生じないまでも改善を求めたいもの
- 4. チーム支援が機能していないもの

③ 規程類の改正

5月の理事会に提出 ・名簿登録規程→別紙参照

名簿登録規程については、理事や幹事からのご意見有。方向性の了解は、得ているが、詳細が決定できていない。

また、役員報酬については、方向性は了解を得ているので今後も検討していく。

④全体会 3月16日(土) 13:30~15:30 オンライン 68名参加

→各部長からの報告(コーディネート、業務管理、研修、報酬助成、その他)

⑤来年度の運営委員、協力員について

意向があれば、早めにお知らせください。各、エリアごとに配置をしていきたい。

秦野氏、助川氏は、来年度から運営委員予定。

岡元、大浦、倉下、任期満了で四ノ宮、吉田、朽名は、交代。中島氏に依頼予定。

2. コーディネート部会(四ノ宮)

コーディネート部会 4月19日開催

4月登録者 23名 5月から推薦開始

次期、コーディネーター、電話相談員の確保

ぱあとなあニュース参照

3. 業務管理部会(石橋)

業務管理部会 3月25日開催

① 定期報告、随時報告、面談対応

② 後見事務調査票(石橋、四ノ宮、太田)17名が未提出であり、督促をしている。

4. 報酬助成審査会(越後谷、太田、飯田)

報酬助成審査会 4月22日に開催(越後谷、飯田、太田)

【承認事項】

① 報酬助成 申請6件(3月申請1件、3月1件出し戻し、4月5件申請(3件可2件不可))

助成決定①15万円②差し戻し③13.5万円④16.25万円(13カ月)⑤10万円

助成不可⑥不可 ⑦不可(2件ともに役所の報酬助成申請期間に遅れたため申請であった為)

②は、書類不備の為の差し戻し。

5. 研修部会(古澤)

研修部会会議 4月4日開催

① 必須登録員研修に不参加の方 38名

レポート提出(ワードでの提出)※4月15日までに提出

テーマ「倫理綱領と行動規範を踏まえたチームケア、自身の活動で注意していること」

文字数1200文字から1400文字以内。

レポート提出者 14名、退会者3名

研修不参加、レポート未提出 21名→来年度のコーディネート対象ではなし。

②千葉サポート（飯田、助川、中込、堀越）

2024年4月20日（土） 13：30～15：30 千葉県社会福祉センター 大会議室

次回 2024年6月23日（日）13：30～15：30 ZOOM 財産管理と身上保護 吉武 美樹氏

③ レベルアップ研修（弁護士と事例検討合体型）（助川、小川、堀越）

2024年5月18日（土）10：00～12：00 オンライン 参加費2000円

「レジリエンス～打たれ強いこころの鍛え方～」 現在22名の申し込み

④ 人材育成研修（長友、吉武、四ノ宮）

参加希望者41名（内、茨城5名、スポット受講2名、未入会1名） 受講決定

研修参加者に事前に、説明の上、振り込みをしてもらう。

添削者：四ノ宮 安藤

⑤ 必須登録員研修（古澤、安藤、秦野）

昨年度のアンケート結果をメールで送付予定。

今年度から年間3回同様のテーマ設定で行う予定。テーマ案「チームケア」

第1回2024年6月29日（土）参集型

10：00～15：00 開催か13：00～17：00 運営委員の意見は、半々、担当者で決定。

GW明けに案内をHP上の掲載

6. 未成年後見（長尾、岡元、石橋）

8月21日に18：30 事例検討会を予定 ZOOM

7. 独立型社会福祉士（浅見） 今年度の予定を、担当者（安藤、助川）で検討予定。

8. 法人後見（石橋、古澤）

担当者、施設と行政と家裁と調整し、法人受任を辞任、個人後見選任への手続きを進める

9. リスクマネジメント部会（古澤、石橋、四ノ宮）

※現在、休止中ではあるが、現在、課題となっている苦情対応、リスク管理、高齢者問題、上限問題等の検討をしていく。

10. 会計（石橋、四ノ宮、長尾、堀越 松中事務員）

11. ぱあとなあニュース（78号） 太田

4月25日印刷（長尾、長友、小川） ※4月26日 発送予定 次回は、6月予定

12. ICT 新ホームページ（マイページ）運用開始

今回のぱあとなあニュースに説明文を送付、5月5日より運用開始。メールでの認証が必要になる。ぱあとなあに関係するページの集約、受任アンケートの自己管理、研修の申し込み等を行う予定。6月の必須太田氏が事務局にサポートに入る。

【その他】

- ・登録員のしおり ⇒3/5 ホームページアップ（パスワードを設定）

【次回 運営委員会】 ※次回 2024年5月23日(木)16:00~18:00 その次、6月13日(木) ZOOM

【添付資料】 ぱあとなあ名簿登録規程改正案

ぱあとなあ運営規程改正案

権利擁護センターぱあとなあ千葉 役員報酬の創設と運営規程の改正

ぱあとなあ理事 ぱあとなあ運営委員長
古澤 肇

1. ぱあとなあ役員報酬の提案

2024年度から、ぱあとなあ運営委員長、副委員長に職務執行の対価として報酬を提案する。

予算は、年間60万円。内訳は、運営委員長（1名）年額24万円、副委員長（3名）年額12万円

職務内容：ぱあとなあの運営の統括、理事会への報告

- ① 事務局との連絡調整、業務指示（電話、メール、活動報告システム）
- ② 登録員からの連絡調整、相談、面談、支援困難ケース対応、苦情につながる案件対応等
- ③ 家裁、行政、社協、中核機関、関係機関との連絡調整、会議出席、資料作成、委員派遣調整
- ④ 理事会、会の三役会との連絡調整、協議、書類作成
- ⑤ 運営委員、協力委員、各部会の連絡調整、まとめ

予算の捻出 ぱあとなあ名簿登録料

ぱあとなの運営規程 第13条の改正

名簿登録料は、ぱあとなあ千葉の運営費にあてる。

ぱあとなあ運営委員長、副委員長に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

就任した一年後ごとに、運営委員会で決議の上、報酬を支給することができる。

（1）運営委員長 1年につき 金 240,000 円 （2）副委員長 1年につき 金 120,000 円 とする。

2. ぱあとなあ運営規程8条の改正

運営規程第8条（副委員長）第8条 運営委員会に~~2名以内~~→3名以内の副委員長を置くことができる

改正の理由

今後、副委員長（部会長）の業務増大が見込まれ、副委員長を3名までおけるよう変更を提案する。

ぱあとなあ運営委員長、副委員長の日常的な職務、業務

①事務局との連絡調整、業務指示（電話、メール、活動報告システム）

（日中、平日1～20件 毎日平均10件程度の対応）：主に委員長、副委員長（部会長）が対応

②登録員から連絡調整、相談、面談、支援困難ケース対応、苦情につながる案件対応等

（毎月20件～40件程度対応）主に副委員長（部会長）、委員長が対応

③家裁、行政、社協、中核機関、関係機関との連絡調整、会議出席、資料作成、委員派遣調整

（毎月20件～40件程度対応）：主に委員長が対応

④理事会、会の三役会との連絡調整、協議、書類作成（毎月5～10時間程度）主に委員

⑤運営委員、協力委員、各部会の連絡調整、まとめ（毎月5～10時間程度）主に委員長

経過説明

ぱあとなあの組織ができて20数年、今までは、ボランティア的に役員が担ってきた経過がある。今後、安定した持続可能な組織運営をするためには、必要なスタッフ報酬の支出は、必須と考える。ここ数年、登録員の苦情案件、不適切な事務、関係機関からの問い合わせ（苦情までにはいかないが心配な事案）、病気や高齢の問題、選任、辞任、交代の問題、多数受任の課題、また、中核機関等の利用促進における、会議や委員業務が増加しており、この辺りを委員長、副委員長が中心に対応してきている状況があり今回の役員報酬の提案となった。

今後、リスクマネジメントについては、ぱあとなあ千葉、会全体で体制を整えていく必要がある。また、他の委員会と区別するために、ぱあとなあ千葉の独自財源（名簿登録料）から捻出とする。

運営委員会での検討、協議。ぱあとなあニュースでの登録員への説明は、行っている。3月16日のぱあとなあ全体会でも説明を行っていく。

一般社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程

規程第21号

<制定>平成25年7月20日

改正平成28年3月5日

改正令和2年3月22日

改正令和2年11月8日

改正令和3年2月1日

最新改正令和5年1月22日

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）組織規程（規程第3号）および同委員会の設置及び運営に関する規程（規程第4号）に基づき設置される、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するための権利擁護に関する事業を実施する「権利擁護センターぱあとなあ千葉」（以下、「ぱあとなあ千葉」という）の運営に関し必要な事項を定める。

（会員）

第2条 ぱあとなあ千葉の会員は、ぱあとなあ千葉が定める登録員および準登録員をもって構成し、第6条に定める運営委員をもって本会委員会の設置及び運営に関する規程第12条に規定する委員とする。

2 「登録員」とは、本会正会員であって、成年後見人養成研修（委託集合研修、通信研修、都道府県社会福祉士会研修）を修了し、本会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（規程第22号）（以下、「名簿登録規程」という）に定める手続きを経て、「成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という）に登録した者をいう。

3 「準登録員」とは、「登録員」以外の本会正会員であって、前項の成年後見人養成研修を修了し「ぱあとなあ名簿」に登録していない者、養成研修を受講中の者、今後養成研修を受講し「ぱあとなあ名簿」に登録する意思を有する者、および「ぱあとなあ千葉」の事業目的に賛同し「ぱあとなあ千葉」の活動に積極的に参加する熱意を有する者で、ぱあとなあ千葉所定の申込書を本会に提出した者をいう。

（事業内容）

第3条 「ぱあとなあ千葉」は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 権利擁護に関する相談事業
- (2) 権利擁護に関する調査、研究および普及活動に関する事業
- (3) 成年後見人等候補者の養成に関する事業
- (4) 成年後見人等及び未成年後見人候補者の名簿登録に関する事業
- (5) 成年後見人等・成年後見監督人等・未成年後見人・未成年後見監督人の候補者の紹介に関する事業
- (6) 法人後見、法人後見監督に関する事業

- (7) 登録員に対する報酬助成事業
- (8) (1) から (7) の各事業に関連する、登録員の支援および指導に関する事業
- (9) その他関連する事業

（苦情対応）

第4条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

- 2 苦情申し立ての手続きおよび対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

（賠償保険）

第5条 本会は、第3条に定める事業実施のため、それらの事業を対象とする社会福祉士賠償責任保険に加入する。

- 2 第3条第1項第6号の事業を実施するときは、その事業を対象とする社会福祉士賠償責任保険に加入する。

（運営委員会）

第6条 ぱあとなあ千葉は、第3条に定める事業を推進するため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は18名以内の登録員をもって組織し、委員は次に掲げる者の中から理事会の承認を得て本会会長が委嘱する。

- (1) 本会「ぱあとなあ千葉」担当理事
- (2) 「登録員」であって権利擁護および成年後見制度に関して相当の識見と熱意があると認められる者

（運営委員長）

第7条 運営委員長は、運営委員に委嘱された本会「ぱあとなあ千葉」担当理事の職にある者の中から、理事会において選任する。

- 2 運営委員長は、運営委員会を代表し、「ぱあとなあ千葉」の運営を統括する。
- 3 運営委員長は、事業および運営について本会理事会に報告する。

（副委員長）

第8条 運営委員会に3名以内の副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員の互選によって選任するものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（任期）

第9条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、連続して4期を超えて委嘱されることはできないものとする。

- 2 任期途中で就任した委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

（会計）

第10条 運営委員会に2名以上の会計担当者を置くものとする。

2 会計担当者は「ぱあとなあ千葉」の会計に関する事務を遂行する。

（会議）

第11条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 運営委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させて意見を求めることができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、運営委員長の決するところによる。

5 議事録は、運営委員会の開催毎に作成し、本会事務局に常備し閲覧に供する。閲覧の場所、方法等については、一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規程（規程第13号）第4条、第5条（第2項を除く）の規定に準ずる。

（部会の設置）

第12条 運営委員会は、部会を設置することができる。

（1）研修部会

（2）コーディネート部会

（3）業務管理部会

（4）リスクマネジメント部会

（5）報酬助成審査会

（6）その他事業の推進に必要な部会

2 各部会は、運営委員長が指名した運営委員および委員長、副委員長のいずれか1名以上により構成する。

3 部会長は、運営委員の中から運営委員長が指名し、部会の業務を統括する。

4 部会に付託された事項は、部会の検討結果を運営委員会に報告し、その承認を得なければならない。

（名簿登録料および準登録員会費）

第13条 登録員は、名簿登録料として、毎年度10,000円を納付しなければならない。但し、当該年度10月1日以降に新規に名簿登録された者についてはこれを5,000円とする。

2 準登録員の会費は、年1,000円とする。但し、会費を2年以上継続して滞納した者は、準登録員としての資格を失うものとする。

3 本会は、名簿登録料および準登録員会費を下記の費用に充てる。

（1）ぱあとなあ千葉の運営費

（2）日本会の「都道府県社会福祉士会負担金

（3）ぱあとなあ保険の基礎保険料および被害者救済基金拠出金

（4）ぱあとなあ千葉 役員報酬（運営委員長、副委員長）

ぱあとなあ運営委員長、副委員長に職務執行の対価として報酬を支給することができる。就任した一年後ごとに、運営委員会で決議の上、報酬を支給することができる。運営委員長1年につき金240,000円 副委員長1年につき金120,000円とする。

（受任会費）

第14条 登録員は、受任している法定後見案件および任意後見案件（以下、両案件を併せて「受任案件」という）について、毎年、名簿登録規程第11条に定める2月の定期報告における1月末の受任案件数に応じた受任会費を納付しなければならない。

2 受任会費は、受任案件1件につき2,000円とする。

3 受任会費は、第3条第7項に定める登録員に対する報酬助成事業の他、同条第5項に定める成年後見人等・成年後見監督人等・未成年後見人・未成年後見監督人の候補の紹介に関する事業、及び同条第8項に定める登録員の支援及び指導に関する事業の費用に充てることができる。

4 受任会費の納付に関する規程は、別にはあとなあ千葉運営委員会が提案し、理事会が定める。

（報酬助成）

第15条 登録員の受任案件において、やむを得ない事情により、受領できる後見人等

（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人）の報酬が年額150,000円未満となった場合には、あとなあ千葉は、当該登録員の請求に基づき、請求事情を審査の上、報酬助成することができる。

2 報酬助成の請求要件、手続き等の規程は、別にはあとなあ運営委員会が提案し、理事会が定める。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

（改廃）

第17条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

2 前項の規程にかかわらず、第14条の受任会費の納付については、令和3年2月の定期活動報告分から適用する。

3 第1項の規程にかかわらず、第15条の報酬助成の実施については、令和3年4月1日以後の申請分から適用する。

4 この規程の施行後3年を目処として、受任会費及び報酬助成の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

運営規程改正（2023年1月22日）

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し令和3年2月1日から適用する。

附則

- 1 この規程は、改正の日から施行し令和5年4月1日から適用する。

一般社団法人千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉名簿登録規程

規程第22号

<制定> 平成25年7月20日

改正 平成25年11月16日

改正 平成27年11月28日

改正 令和2年3月22日

改正 令和2年11月8日

最新改正 令和3年2月1日

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）権利擁護センターぱあとなあ千葉（以下、「ぱあとなあ千葉」という。）運営規程（規程第21号）に基づき、所属する会員による適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ぱあとなあ千葉運営規程第3条~~1項~~4号から第8号の事業の実施について必要な事項を定める。

(ぱあとなあ名簿への登録)

第2条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、第8条に定める審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとし、登録された者を、ぱあとなあ千葉運営規程第2条2項に定める「登録員」とする。

- (1) 所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修又は人材育成研修）の修了者
- (2) 所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- (3) 所属する会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者
- (4) 未成年後見人養成研修修了者

2 本会は、ぱあとなあ千葉名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）で、未成年後見人候補者の養成研修修了者を、その申請に基づき、審査を経て、ぱあとなあ千葉名簿に未成年後見人候補者（以下「名簿追記登録者」という。）として追記登録するものとする。

3 本会が、運営規程第3条~~1項~~6号の事業（以下「法人後見」という。）の事務執行者として任命する者は、第1項の「登録員」の中から任命するとする。

4 本会が、運営規程第3条~~1項~~5号の事業（以下、「法人未成年後見」と言う。）の事務執行者として任命する者は、第2項の名簿追記登録者の中から任命するとする。

5 本会は、前項に規定するぱあとなあ名簿への登録及び更新に際し、必要な研修の受講、及びぱあとなあ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」という）が別途定める事項を条件とすることができる。

(ぱあとなあ名簿登録事項)

第3条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

- (1) 申請者の氏名、生年月日、住所
- (2) 申請者の会員番号、成年後見人養成研修受講者番号
- (3) 申請者の連絡先電話番号、メールアドレス

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得る。

- 3 登録員は、ばあとなあ名簿登録事項に変更があった場合には、変更内容を速やかに本会に届けなければならない。

(登録の抹消)

第4条 本会は、後見等受任中および法人後見の事務執行者に就任中であることを除き、登録員及び名簿追記登録者から登録抹消の申請があった場合は、当該登録員をばあとなあ名簿から及び追記登録者名簿から抹消する。

- 2 登録抹消申請者が、第5条第1項第3号または第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づきばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除することができる。

(登録の削除)

第5条 本会は、登録員のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除する。

- (1) 本会の正会員資格を喪失した者
- (2) ばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の未納があり、納入督促に応じない者
- (3) 「一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則(規則第6号)」により戒告以上の懲戒処分を受けた者
- (4) 民法第846条の解任および民法第847条の欠格事由に相当する者
- (5) 第10条に定める登録員の義務の遵守に違反があり、別表1に定める者手続きにより登録削除となった者

- 2 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告する

(再登録)

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録及び再追記登録の申請があったときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。

- 2 本会は、第5条1項に基づき登録を削除された者が、その理由を解消して再登録の申請をしたときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿及び再追記名簿登録に再登録することができる。但し、この場合は理事会の承認を経なければならない。

(ばあとなあ名簿の登録期間及び名簿登録更新)

第7条 ばあとなあ名簿及び再追記名簿の登録の有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

- 2 登録員の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。
- 3 本会は、ばあとなあ名簿及び再追記名簿の登録更新にあたって、前登録期間に1回以上更新研修を受講していることを条件とすることができる。

(審査)

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度のばあとなあ名簿登録を認めるか否かにつき、ばあとなあ千葉において審査する。

2 審査は、原則として4月毎年3月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に運営委員会が定める。

3 審査は、次に掲げる項目について総合的に評価し、ばあとなあ名簿及び追記名簿への登録、更新の可否を決定する。決議は、運営委員会に出席した過半数3分の2で、これを決する。

(1) 千葉県社会福祉士会会費及びばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の納入状況

(2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務及びEプラン・未成年後見業務)(以下、「ばあとなあ保険」という。)の保険料の納入状況

(3) 苦情申立てまたは裁判などの有無及びその状況

(4) 過去のばあとなあ名簿及び追記名簿からの登録削除の有無及びその事情

(5) ばあとなあ千葉が実施する研修等の受講状況及び活動報告の状況

(6) 第10条に定める登録員の義務遵守の状況

4 審査は、別表2の手順で行う。

5 ~~登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。~~

~~審査によりばあとなあ名簿及び追記名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。~~

(他県登録員の移動)

第9条 他の都道府県社会福祉士会において第2条に定める登録員に相当した者が本会の正会員となった場合、ばあとなあ千葉の「登録員」となるためには、第2条に定める手続きを経なければならない。

2 前項の移動がばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料納付後の場合、当該年度の名簿登録料はこれを徴収しない。

(登録員の義務)

第10条 登録員は、公益社団法人日本社会福祉士会(以下、「日本会」という)の定める社会福祉士の倫理綱領及び行動規範を遵守して後見等活動に従事しなければならない。

2 登録員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第11条に定める活動報告を行うこと

(2) ばあとなあ保険に加入すること

(3) 本会が行う研修等を受講し、研鑽に努めること

—本会が原則として年に2回以上実施する必須登録員研修のうち、少なくとも1回は必ず受講すること

—その他本会が実施する各種研修について、別に運営委員会が定める受講基準を満たすこと

—これらの受講基準を満たさない者の取扱いについて、別に運営委員会で定める

- (4) ぱあとなあ名簿登録内容を、日本会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。
- (5) 本会及びぱあとなあ千葉からの連絡・通知については速やかに応答すること。
- (6) 本会及びぱあとなあ千葉の決議・指導・助言・督促を尊重し、その内容実現に努力すること。
- (7) 業務遂行上知り得た情報について、社会福祉士の倫理綱領及び社会福祉士の行動規範に従い、秘密保持すること。
- (8) 成年後見活動で生じた事故及び事件は、本会に直ちに報告するとともに、誠意をもって対応すること。

3 名簿追記登録者は、前項に加え、ぱあとなあ保険（Eプラン・未成年後見業務）等に加入しなければならない。

（活動報告）

第 11 条 登録員は、本会に対して年 1 回活動報告書を提出しなければならない（以下、「定期報告」という）。この定期報告は、各年度の 2 月 1 日から同月末日までの間に行う。提出方法は、ぱあとなあ千葉が指示する方法によることとする。

2 登録員は、次の各号に該当するときは、前項の規定に拘わらず活動報告書を提出しなければならない（以下、「随時報告」という）。

- (1) 定期報告以外の報告が必要と認められるとき
- (2) 後見等活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む）
- (3) 後見等活動を終了したとき。および、引き継ぎ事務が完了したとき
- (4) 任意後見契約を締結したとき
- (5) 任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む）

3 前 2 項の活動報告の項目について、運営委員会が別に定める。

4 登録員は、運営委員会が必要とみとめて面談（グループ面談含む）を要請した場合は必ずこれに応じ、活動状況の報告および運営委員会が必要とする書類を提出しなければならない。

（登録員に対する支援）

第 12 条 本会は、登録員が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を行う。

2 本会は、第 11 条に定める活動報告等を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行う。

3 本会は、初回受任者に対して、家庭裁判所に提出する受任直後の事務報告書（就職時）および 1 年後に提出する初回報酬付与申立書および後見事務報告書に関して、登録員からの相談に応じて適切な指導を行う。

4 本会は、登録員の相談に応じ、登録員を支援するために、活動状況を把握できる体制を整備し、適宜登録員の活動状況把握に努める。

（名簿の管理と活用）

第 13 条 ぱあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおく。

2 本会は、ばあとなあ千葉運営規程第3条に規定する事業の遂行のため、次の各号に掲げる機関へばあとなあ名簿を提出することができる。

(1) 管轄する家庭裁判所

(2) 日本会

(3) 成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体

3 本会は、各登録員の活動状況について、必要な事項を前項(1)および(2)に規程する機関へ報告することができる。

(改廃)

第14条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

(研修実施の留保)

2 第2条第1項第3号の研修(成年後見人養成研修・都道府県研修)については、平成25年度は実施しないものとする。

3 第7条第3項の研修(更新研修)については、平成25年度は実施しないものとする。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し平成25年10月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 第2条第1項第3号の研修(成年後見人養成研修・都道府県社会福祉士会研修)については、平成27年度は実施しない。

3 第7条第3項の更新研修については、当分の間、必須登録員研修をこれにあてる。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和3年2月1日から適用する

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和6年〇月〇日から適用する

別表 1

第 10 条の登録員の義務遵守の違反状況に基づき、本会の指導・督促を 3 回以上受けた者（連絡がない者も含む）を対象とする。

- (1) 本会は登録削除に先立ち、当該登録員に対しその旨を予告する通知を行い、当該登録員の意見を求めることとする。
- (2) 当該登録員は、(1) の通知到達後 2 週間以内に意見を述べることができる。
- (3) 本会は、(2) の期間経過後、ばあとなあ千葉運営委員会にて登録削除の審議を行い、出席した委員の 3 分の 2 の賛成でこれを決する。その後、理事会にて、出席した理事の 3 分の 2 の賛成でこれを決する。審議にあたり、必要に応じて弁護士等の意見を聞くこととする。
- (4) (3) の結果、登録削除となった者に対し、登録削除の通知を行う。
- (5) 登録削除となった者は、(4) の通知到達後 2 週間以内に理事会に異議申し立てをすることができる。
- (6) 本会は、(5) の意義に正当と判断できる理由が認められるときは登録削除を撤回し、当該登録員にその旨を通知する。

別表 2

- (1) 本会は、申請を拒否するときは、当該登録員に対しその旨を予告する通知を行い、意見を求めることとする。
- ~~(2) 審査によりばあとなあ名簿及び追記名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。~~
- ~~(3) (2) 登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。~~
- (4) 審査の結果、登録、更新を認められなかった者は、前項の通知到達後 2 週間以内に理事会に異議申し立てができる。
- (5) 本会は、前項の異議に正当と判断できる理由が認められるときは登録削除を撤回し、当該登録員にその旨を通知する。

【添付資料】

- ① 臨時司法福祉委員会資料
- ② 認定研修；基礎編・応用編資料

【報告事項】

- ① 日本社会福祉士会の認定研修が3年目の節目に当たり更新申請の作成を開始します。
- ② 学習会では、Zoom 勉強会を内外に向けて開催します。
- ③ マッチング支援では、受任者に寄り添いバックアップしていきます。
また、弁護士会に向けた新しい広告を作成中です。

【理事会決議・承認依頼事項】

なし

臨時司法福祉委員会

日 時：令和6年4月13日（土）10：00～12：00

会 場：Zoomにて

出席者：宮下、寺崎、野村、大浦、吉田、松丸、山本、小川（書記）

欠席者：服部、青沼、伊藤

内容

① 各担当決め（マッチング、学習会、認定研修）

* マッチング：大浦、吉田、松丸

* 認定研修：寺崎、野村、松丸、山本、青沼、小川晴、井出、小川知

* 学習：宮下、大浦

* 広報：服部

* 会計：山本

② 認定研修（基礎編：7月20日21日 / 応用編：10月5日6日）

* 基礎編：野村（講義）、寺崎（演習）

* 応用編：青沼（講義）、山本、大浦（演習）

* 「司法福祉委員会の歩み」：寺崎

* 基礎編：山本（司会）、小川、井出（ZOOM）

* 応用編：小川（司会）、井出、野村（ZOOM）

③ 学習会

* 昨年度の事例を、応用編の後に発表してはどうか（2事例）

* 第1回8月17日（土）：井出さん、第2回10月19日（土）外部講師（DVについて）、第3回R7年2月：野村さん

* 事例発表及び外部講師を招いての全国規模の学習会を開催

* 認定研修時に学習会の案内（チラシ）を出してはどうか（6月末までに作成）

④ マッチング支援（新体制）

受任者の決定後、マッチング支援員と受任者で ZOOM 会議を行う。
受任者が希望すれば、支援計画書作成に至るまで ZOOM 会議にて支援していく。

⑤その他

* 新委員紹介（井出〇〇）、退会者（宮崎〇〇）

* 今年度、認定研修が更新となる。その手続きは寺崎さん、野村さん、宮下さんで行う。

* 学習会を全国規模で開催してはどうか。

* 学習会の案内を千葉県社会福祉士会の HP に載せてもらってはどうか。→事務局と寺崎委員長でやり取りする。

* 刑事司法ソーシャルワーカー登録員の登録意向及び現状確認として、「現状確認書」を登録員へメールする。

* 毎年度ごとに、登録員名簿を事務局と確認する。

以上

第4回司法福祉委員会

日時：令和6年3月16日（土）10：00～11：00

会場：千葉県社会福祉センター：3階小会議室1

出席者：宮下、大浦、吉田、松丸、野村、寺崎、山本、小川（書記）

欠席：伊藤、宮崎、青沼、服部

1) 委員長挨拶：4年間を振り返って

①今年度をもって辞任。

②次年度役員へ引き継ぐにあたり、課題として残ったことがある。

（理事会で言われてきた個別事業と考えると）認定研修、学習会、マッチング支援とあるが、マッチング支援だけが受任者の報酬からマッチング担当者への報酬と事務局へ負担金を納めるという課題を残している。東京の司法福祉委員長に問い合わせしたところ、「受任が初回～3回目までは伴走者を決め報酬は折半としている。また事務局への負担金は無い。委員会での収入の全てを委員会で消化している。弁護士会には、新たな料金表を作成し協定書を提出する準備をしている。」という答えが心強かった。それでマッチング支援として受任者の同意を得て伴走者を付けてはどうか。料金表の件は遠藤弁護士と話合ってはどうかと思う。

次に、伊藤副委員長から、提案のあった保護観察所のOさんについてですが、是非講義をしたいとのことです。学習会の講師としてお願いしてはどうか。

【報酬の負担金は令和4年6月26日定時総会の決議で廃止されていることが分かった。】

③R6年度委員会予定：6月15日、9月21日、10月21日、
3月8日 or 21日

2) 研修委員より

- ①R6 年度基礎編 7月20日(土)、21日(日)
応用編 10月7日(土)、8日(日)

3) マッチング担当委員より

- ①マッチング支援の伴走(サポート)について、役割をどう分担するか人手が足りない。
- ②報酬については、折半が妥当か判断できない。
- ③伴走する登録員の居住地や活動地、登録員同士の相性も重要。
- ④定期的な勉強会を開催し、登録員の育成を行う。
- ⑤勉強会等を通じて登録員の把握もでき、マッチング担当者もスムーズな依頼が可能となる。
- ⑥次年度は ZOOM 等による支援方法の検討や、相談できる場を設ける。

4) その他 新年度司法福祉委員長の挨拶
寺崎さんより、心強い挨拶があった。

以上

ハイブリッド研修

2024年度 刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編・応用編

千葉県社会福祉士会司法福祉委員会では、触法高齢者や障害者の権利擁護活動として、弁護士会と連携して福祉的支援につなげるマッチング支援事業を進めています。会場、オンライン (ZOOM) によるハイブリッド研修を実施いたします。今回の研修を学びの第一歩として、刑事司法という新しい領域に挑戦してみませんか。

基礎編・応用編 募集要項

- 会 場 千葉県弁護士会館 (所在地 千葉県千葉市中央区中央 4 - 13 - 9)
オンライン (ZOOM)
- 受講費 基礎編・応用編 各 15,000 円、別途、テキスト (書籍) 代 3,200 円 (税込)
(テキストの一部として、「刑事司法ソーシャルワークの実務」日本加除出版：使用)
- 定 員 基礎編・応用編 各 40 人 (先着順)
- 受講対象 高齢者や障害者等の支援をしている社会福祉士
- 主 催 一般社団法人 千葉県社会福祉士会 司法福祉委員会
千葉県弁護士会へ共催依頼中
- 申 込 下記 URL 又は、QR コードにてお申込ください。(4 月 1 日 (月) より申込開始)
<https://forms.gle/B4naGrKS3Wg4vE7c7>
- 問合せ先 千葉県社会福祉士会事務局
MAIL : office@cswwchiba.com TEL : 043-238-2866 FAX : 043-238-2867



基礎編

- 日 時 2024 年 7 月 20 日 (土) 12 時 30 分～18 時 30 分
2024 年 7 月 21 日 (日) 9 時 00 分～16 時 10 分

講 座 内 容			
7 月 20 日 (土)	オリエンテーション・会長挨拶	7	医療観察
	刑事司法ソーシャルワークの実務	月	千葉刑務所での教育プログラム
	再犯の現状と対策の今	21	更生保護・出口支援・入口支援
	被害者支援	日	演習 (更生支援計画の作成)
(土)	刑事司法の流れ	(日)	

応用編

- 日 時 2024 年 10 月 5 日 (土) 13 時 00 分～18 時 20 分
2024 年 10 月 6 日 (日) 9 時 00 分～17 時 10 分

講 座 内 容				
10 月 5 日 (土)	オリエンテーション・開催挨拶	10 月 6 日 (日)	司法側が社会福祉士に期待すること	
	刑事司法における入口支援		10	刑事裁判研究
	精神障害の特性と犯罪		月	演習・事例グループ討議
	知的障害者のコミュニケーション特性 に応じた聴取と支援		6	事例に基づくグループワーク
(土)		日	刑事司法と福祉の動向	
		(日)	千葉県社会福祉士会刑事司法福祉委員会の 活動と現状	

- 注 1—基礎編修了要件として、原則として全課程を出席し、講座修了課題として「更生支援計画書」を提出していただきます。
応用編修了要件として、原則として全課程を出席し、演習・事例グループ討議で「更生支援計画書」を作成・提出していただきます。
- 注 2—刑事司法ソーシャルワーカーとなるためには、刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編・応用編修了後、千葉県社会福祉士会司法福祉委員会に登録することが必要です。
- 注 3—本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構に研修認証された研修です。
科目認証番号：20210005 (基礎編)、20210006 (応用編)、認証科目：司法福祉 (分野共通) 分野専門/地域社会・多文化分野/ソーシャルワーク機能別科目群、単位：1 単位、
- 注 4—天候不良等、やむを得ない理由により、研修の開催中止やオンライン (ZOOM) 研修のみとなる場合があります。

【報告事項】

令和6年能登半島地震に関する第4回災害支援本部会議

・2024年4月22日(月)19:00～19:30 オンライン

・出席:樽林本部長、白井事務局長、服部災対委員長、伊藤災害対策委員、大森災害対策委員

1. 議題

＜石川県社会福祉士会からの支援要請への対応＞

石川県社会福祉士会が、石川県からの受託事業として実施する『被災者見守り・相談支援等事業』における『生活支援相談員』の稼働に際して、今後のピーク時には石川県士会会員のみでは人員に不足が見込まれるため他県社会福祉士会からの会員派遣を求める。

* 協力依頼文:次頁

2. 議決された事項

① 当会からの派遣要請に応じた会員に、日額5,000円の活動費補助を、石川県会からの補助(日額15,000円)と併給する。合計日額20,000円(交通費等を含む)。

② 本会からの派遣対象者は、被災地支援活動協力員登録者に限定する。

③ 派遣に関する事前説明および派遣者選考を実施する。

説明・研修⇒派遣者選考⇒派遣決定者から登録フォームを受付⇒石川県士会へ送付

④ 当面の行動として、

○速やかに会員および被災地支援活動協力員に対して、会員派遣による被災地支援活動への協力を呼びかける。協力員未登録者に対しては、協力員登録を呼びかける。

○会員派遣に関して、事務局員の通常業務に支障とならないよう、災害対策委員会において問い合わせ等に対応する。

○5月11日(土)に、オンラインでの説明会兼派遣者選考を実施する。

○派遣者選考における選考委員として、派遣活動体験者、DWAT等派遣体験者を充てる。

⑤ 派遣者へのフォローとして、支援活動に関する苦情や提案等は受入れ側機関に申し出ることには避けるよう求めるとともに、千葉県士会が整理集約して石川県士会に伝達することを説明時に伝える。派遣者選考において、このことの遵守を確認する。

⑥ 派遣で得た被災地支援活動体験を会全体で共有できるよう報告会等を実施する。

【理事会決議・承認依頼事項】

なし

<資料:石川県社会福祉士会からの協力要請文>

令和6年4月16日

関東甲信越・東海北陸・近畿 ブロック
社会福祉士会の皆様へ

一般社団法人石川県社会福祉士会
災害対策本部長 末松 良浩

令和6年能登半島地震における被災者支援活動への協力について

現在、能登半島地震被災者支援活動として、石川県内の社会福祉協議会が取組む「被災者見守り・相談支援等事業」に石川県社会福祉士会が協力しております。

つきましては、この事業における「生活支援相談員」としてご協力をいただける関東甲信越・東海北陸・近畿ブロック社会福祉士会の会員を募集します。

なお、この取組みは石川県から委託を受け、応援を必要とする石川県社協および市町社協へ会員を紹介するもので、派遣された社協の指示の下で活動していただきます。

1. 活動期間 令和6年3月～当分の間
2. 活動場所 石川県金沢市内及び河北郡内灘町(金沢市隣接)
※今後、他市町へ拡大します。

【活動の拠点】金沢市社会福祉協議会

石川県金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館 (金沢駅から徒歩15分程度)

3. 活動目的及び内容

【目的】被災前とは大きく異なる環境に置かれている被災者に対してそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や日常生活上の相談を行ったうえで各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

【内容】金沢市内等のみなし仮設住宅(市内のアパートなど)に入居している避難者(金沢市内で3月末現在1634世帯)を訪問し、見守り支援や日常生活上の相談、専門機関等へのつなぎ支援などを行います。

訪問は2人1組で、活動拠点から石川県社会福祉士会が手配する車で訪問することとなります。

4. 募集人数 当面は、1日当たり4チーム8名～6チーム12名程度募集します。
※今後、活動状況や他市町等からの要請により人数は増減します。

5. 活動時間 9時～17時(土日祝日も同じ)

6. 活動登録 別紙「能登半島地震支援活動者登録フォーム」に必要事項を記載の上、所属県士会の指定するところへご提出ください。現在、活動登録をしていただけるのは関東甲信越、東海北陸、近畿ブロックの社会福祉士会の会員に限ります。

活動日の調整は所属する社会福祉士会の事務局(または指定する箇所)へ連絡の上、調整をしてください。

なお、活動はなるべく3日以上連続した日程での活動をお願いしています。

(県内や近県の方は1日のみでも可能です。)

7. 宿泊先 石川県社会福祉士会が手配した宿泊拠点(活動拠点から徒歩5分程度の場所)に無料で宿泊が可能です。

(金沢駅から徒歩10分程度、費用負担はありません。)

8. その他

①活動費(費用弁償を含む):日額15,000円を支弁します。(移動日は除きます)

②現地(金沢市)までの交通:各自で手配、対応下さい。自家用車等の利用も可能ですが、駐車場は各自で手配してください。

現地までの交通費・駐車場代は①に含むものとします。

③社会福祉協議会の保険に加入します。

④活動日が確定した後、ガイダンス資料等をメールで送付し、オリエンテーションとします。(持ち物や留意点等はガイダンス資料でご案内します。)

※このほかの支援活動について

【申し込み先等】

◎現時点では所属県士会ごとに申し込みを集約し活動日の調整をします。別添の活動登録フォームは所属県士会の指定するところへ提出をお願いいたします。

<石川県士会会員の登録フォーム提出先>

石川県社会福祉士会事務局 石川県金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2階
TEL076-207-7770/FAX076-207-5460/icsw@spacelan.ne.jp

<宿泊の申込み・問い合わせ>

金沢市社会福祉協議会地域福祉課 石川県金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館3階
TEL076-231-3571/FAX076-231-3560